

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月13日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第29条第1項後段中「, 若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り, 同条第2項中「, 若しくは失職し」を削る。

第29条の2各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め, 同条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り, 同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第29条の3中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この規程は, 令和元年12月14日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)